

生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組

令和8年(2026年)4月

生活指導部

1 目標

心身の調和のとれた児童の育成を目指し、協力し合い豊かな学校生活をおくることができる。

2 目指す児童像

- (1)基本的な生活習慣を身に付けた子。
- (2)相手の気持ちや立場を理解し、思いやりの言動がとれる子。
- (3)物を大切に扱うことができる子。
- (4)みんなと協力し、学校生活の諸活動に取り組める子。
- (5)命の大切さを理解し、安全に生活できる子。

3 内容

- (1)全教育活動の中で、生活指導目標の徹底を目指して、全職員が全校児童の生活指導にあたる。
- (2)毎月、生活指導部会を開いて、生活指導に関わる計画・立案を行い、職員会議で協議し、共通理解のもとに指導の徹底を図る。
- (3)学年の連絡を密にし、学校生活における基本的行動様式を身に付けさせる。
- (4)週に一回、生活指導について話し合いの時間を設定し、生活指導目標の取り組みや反省、正確な情報収集などを行い、あわせて教師間の共通理解、指導の向上を図る時間とする。
また、月に一度、朝の指導の中に各クラスで安全指導の時間を位置付けて、児童の指導に当たる。
- (5)子供たちの実態を具体的にとらえ、個々に即した適切な指導をする。
- (6)年に2回、生活指導全体会を設け、児童理解の向上を図る。
- (7)保護者会等で、生活指導上の話題をとりあげ、実態把握と問題行動防止に努める。
- (8)体罰や不適切な行為をなくすために、体罰の定義を常に認識し、“体罰根絶に向けた総合的な対策”のガイドラインを体罰防止の研修や毎学期の生活指導全体会等でも、確認していく。

4 体罰や不適切な行為をなくすための取組として

①暴力否定の指導の徹底

- ・学校経営方針や人権教育の目標に基づき、体罰否定の意識を全教員に徹底する。
- ・学習指導・生活指導に関わる指導力の向上を図る。
- ・児童との触れ合いを通じた信頼関係を築く。

②事例に学ぶ研修会の実施

- ・事例研究、特別支援教育等の研修会を実施する。
- ・「人権教育プログラム」や「体罰根絶に向けた総合的な対策」等の活用を通して、体罰根絶を全教員が日常的に意識し合えるようにする。

③組織的な指導体制作り

- ・毎週のいじめ対策の時間や毎学期の生活指導全体会等で、指導の在り方について情報交換・協議等を行う時間を常設する。
- ・互いに授業を見学したり、異学年交流活動を進めたりする中で、児童理解の深化を図る。

④家庭・地域との連携強化

- ・学校の基本方針「暴力の否定」を明確に発信する。
～ 暴力・暴言は「しない・させない・許さない」～
- ・状況に応じて適切に児童の実態を伝え、家庭や地域と連携して指導する。

※体罰や不適切な行為をなくすための留意点として

- ・体罰は違法であるということを再認識する。
- ・人権を大切にすることについて、常に認識する。
- ・教師の専門性、指導技術を高めるように日々研修に取り組む。
- ・怒りをコントロールし、冷静に工夫した指導をする。
- ・体罰防止セルフチェックシートを毎月行うことで、自らの指導の在り方を振り返る。

5 いじめ撲滅の取組 ～いじめをしない・させない・許さない～

- ① いじめ対策の時間を設定し、教職員全員で児童の様子を把握する機会をもつ。

〈いじめ対策の時間〉

- ・毎週月曜日 14:45～15:30
- ・14:45～15:05 学校いじめ対策委員会(毎週開催) ※ 学年からの腫の様の報告を記
- ・15:05～15:30 いじめ研修会(適時)
いじめアンケート等報告書の集計・作成(適時)
特別支援校内委員会(月1回開催)

- ② 鹿島小「学校いじめ基本方針」により、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応等を行う。
- ③ 学校いじめ対策委員会が中心となり、「いじめゼロ」に向けた取組を行う。
- ④ 年間計画に基づき、いじめに関する取組を確実に行う。「いじめ総合対策」を活用する。「子供見守りシート」を活用する。